

平成23年度

福島町まちづくり推進会議

(第1回)



と き：6月28日（火）午後6時

ところ：健康づくり研修室

総務課企画グループ

会 議 次 第

1. あいさつ
2. 委員の紹介
3. 会長及び副会長の選任
4. 会長あいさつ
5. まちづくり推進会議の役割について
6. 専門部会の設置について
7. 福島町定住促進及び少子化対策検討プロジェクトについて
8. まちづくり推進会議年間スケジュール
9. その他

2. 委員の紹介

まちづくり推進会議委員名簿

番号	氏名	所属
1	阿部 國雄	総合開発審議会
2	木村 末正	総合開発審議会
3	中塚 徹朗	総合開発審議会
4	平沼 竜平	総合開発審議会
5	松谷 剛	福島吉岡漁業協同組合
6	河原塚 利雄	商工会
7	管藤 光男	福島町地域農政総合対策推進協議会
8	菊地 謹一	町内会連合会
9	木村 亙哉	PTA 連合会
10	山辺 篤	福島幸愛会
11	新山 敬司	水産加工振興協議会
12	枝松 豊	北海道電力株式会社
13	金谷 由美子	公募
14	常磐井 武典	公募
15	金澤 富士子	公募
16	山名 連	公募

3. 会長及び副会長の選任

まちづくり推進会議条例第4条第1項の規定により会長及び副会長を委員の互選により決定していただきます。

会 長	
-----	--

副 会 長	
-------	--

5. まちづくり推進会議の役割について

(1) 推進会議の役割

まちづくり推進会議は、福島町まちづくり基本条例第32条の規定に基づき、町長の附属機関として「福島町まちづくり推進会議条例」において設置されたものです。

その役割は当該条例第2条により次のとおり定めています。

(ア) 町長の諮問に応じ、まちづくり基本条例の見直し等を調査審議し、答申すること。

(イ) 次の事項を協議し、町長に報告すること。

- ① 財政計画に関する事項
- ② 行政評価に関する事項
- ③ ふるさと応援基金に関する事項
- ④ その他行財政の運営に関する事項

6. 専門部会の設置について

まちづくり推進会議条例第7条第1項において、まちづくり推進会議に専門部会を置くこととしていることから、下記のとおり設置します。

また、同条第2項において、部会に部会長及び副部会長を置くこととしており、部会長及び副部会長を委員の互選により決定していただきます。

(五十音順)

専門部会	氏名	役職
総務教育部会	枝 松 豊	
	金 谷 由美子	
	菊 地 謹 一	
	木 村 互 哉	
	木 村 末 正	
	常磐井 武 典	
	中 塚 徹 朗	
	山 辺 篤	
経済福祉部会	阿 部 國 雄	
	金 澤 富士子	
	河原塚 利 雄	
	管 藤 光 男	
	新 山 敬 司	
	平 沼 竜 平	
	松 谷 剛	
	山 名 連	

7. 福島町定住促進及び少子化対策検討プロジェクトについて (別紙資料)

8. まちづくり推進会議年間スケジュール

日 程		内 容
6月25日	第1回	<ul style="list-style-type: none">・会長及び副会長の選任・専門部会の設置・福島町定住促進及び少子化対策検討プロジェクト
8月下旬 ～ 9月上旬	第2回	<ul style="list-style-type: none">・福島町定住促進及び少子化対策に関するアンケート調査・行政評価（第3者評価）
11月下旬	第3回	<ul style="list-style-type: none">・福島町定住促進及び少子化対策に関するアンケート調査結果
1月下旬	第4回	<ul style="list-style-type: none">・まちづくり基本条例の検証
3月上旬	第5回	<ul style="list-style-type: none">・福島町定住促進及び少子化対策町民フォーラム 提言報告

9. その他

福 島 町

定住促進及び少子化対策検討プロジェクト



平成 23 年 6 月

福 島 町

目次

1 基本的な事項	1
(1) 福島町の概況.....	1
(2) 過疎の概況	1
(3) 福島町の財政状況.....	3
(4) 福島町の自立促進の取り組み.....	3
(5) 国・北海道の過疎対策の方針.....	4
(6) 北海道の過疎自立促進の基本的な方向.....	5
(7) 福島町自立促進市町村計画.....	6
2 若者が望む少子化対策とは	7
3 福島町の少子化対策の潜在力	11
(1) 合計特殊出生率からみた潜在力.....	11
(2) 就労の状況からみた潜在力.....	12
(3) 未婚率からみた潜在力	13
(4) 住民の意識からみた地域の潜在力.....	13
4 少子化対策推進計画策定の視点	14
5 策定業務の内容	18
(1) 全体フレームとフロー	18
(2) 住民ニーズ調査.....	19
(3) 町の特性の分析・課題抽出.....	19
(4) 町民フォーラム（仮称）	20
(5) まちづくり推進会議.....	21
6 スケジュールと町との役割分担	22

1 基本的な事項

(1) 福島町の概況

北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡（うみ）と大千軒岳がそびえ立つ四季折々の自然に恵まれた福島町は、昭和 30 年の旧福島町と旧吉岡村の合併を経て漁業を中心に発展してきました。



また、昭和 38 年に世紀の大事業といわれた青函トンネル工事の北海道側工事基地となりましたが、昭和 62 年の工事完成後は転出者の増加や漁師の転職などにより人口は大きく減少し、その後も徐々にこの傾向が続いています。

地域経済は、古くからのイカ釣りとともに、コンブ養殖、マグロ延縄及びウニ漁業で成り立っており、コンブ養殖は安定生産が行われるようになってきましたが、イカ釣りやマグロ延縄は資源や市況により必ずしも安定とはいえない状況です。また、海産物を利用した水産加工業も、長引く不況や輸入水産物の増加、就業者の高齢化など多くの課題を抱えており、これらが地域経済に大きな影響を与えています。

一方で、「千代の山」と「千代の富士」という二人の偉大な横綱を輩出した、全国でもきわめてまれな町であることは町民の誇りであり、相撲をテーマとした「横綱の里のまちづくり」を町民と町が一体となって推進しているところです。

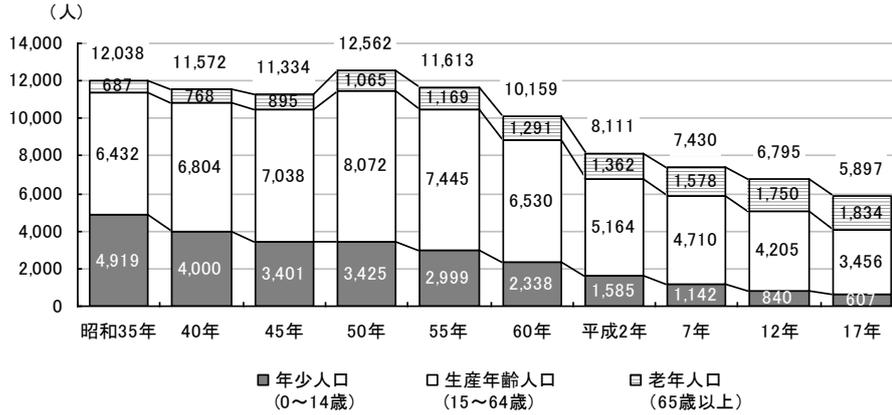
(2) 過疎の概況

昭和 50 年の青函トンネル工事ピーク時の総人口は 12,000 人台を記録しましたが、完成後は人口が激減し、平成 17 年では 5,897 人、平成 22 年では 5,200 人強（9月末）となっています（図表 1）。今後も人口減少が予測されており、平成 24 年には 5,000 人を下回ると推計されています（「福島町まちづくり行財政推進プラン」検討のための財政推計）。

年齢構成では、年少人口（0～14 歳）と老年人口（65 歳以上）の比率が平成 2 年と 7 年の間で逆転し、平成 17 年の老年人口は 31.1%と全道（21.4%）・全国（20.1%）を大きく超える一方、同年の年少人口は 10.3%と全道（12.8%）・全国（13.7%）を下回っています（図表 2）。出生数については、昭和 50 年代前半は 200 人程度でしたが、昭和 60 年代前半には 100 人程度に低下し、平成 19 年では 20 人と生産年齢人口（15～64 歳）の減少と相まって、少子高齢化が一段と進んでいます（図表 3）。

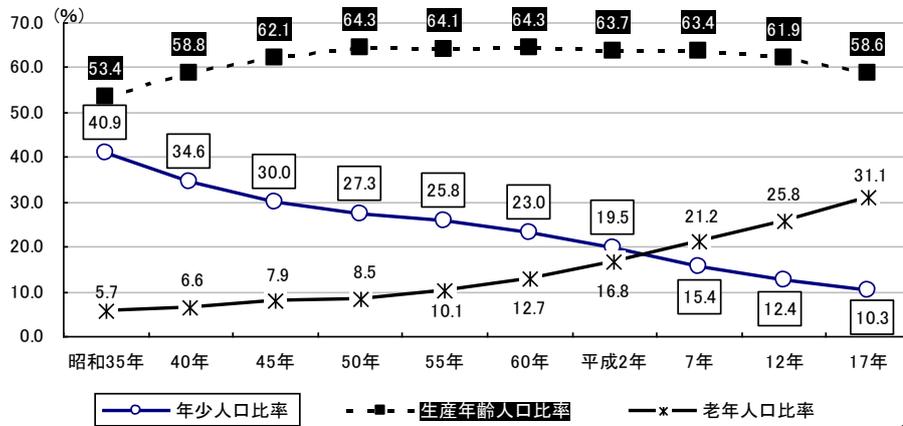
就業人口は昭和 50 年の 5,600 人台をピークに平成 17 年では半数以下の 2,500 人台へと減少し、特に建設業及び水産加工業従事者の減少を主な要因とする第 2 次産業就業者数の減少が大きくなっています（図表 4）。

図表 1 福島町の総人口及び3区分人口の推移



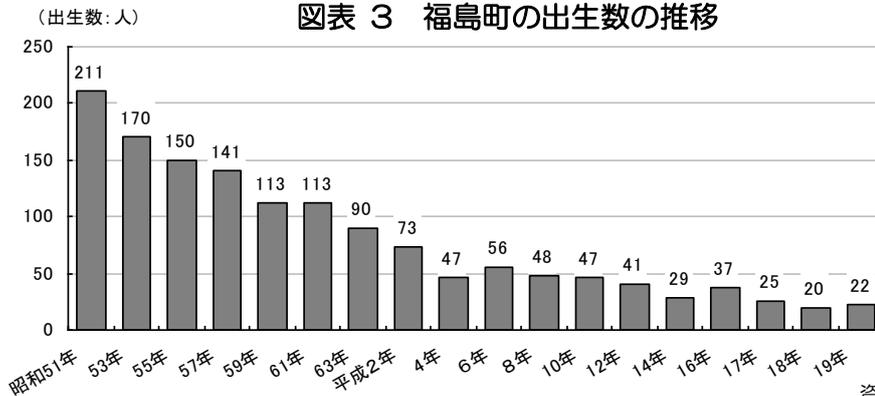
資料：各年国勢調査

図表 2 福島町の年少人口比率・産業人口比率・老年人口比率の推移



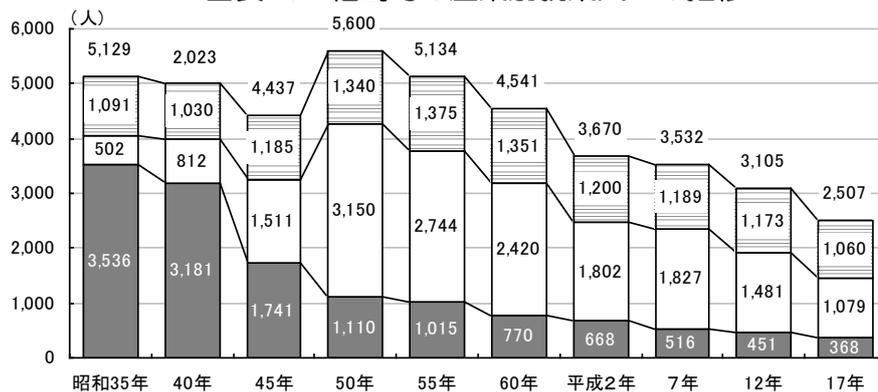
資料：各年国勢調査

図表 3 福島町の出生数の推移



資料：各年人口動態統計

図表 4 福島町の産業別就業人口の推移



資料：各年国勢調査

(3) 福島町の財政状況

地方交付税の減額、人口減、課税所得の減少など、町税等が減少の一途をたどっており、今後の財政運営は依然として厳しさが見込まれています。平成 20 年の一般会計は、歳入総額 33 億 5,865 万円、歳出総額 32 億 8,952 万円で、財政力指数 0.22、実質収支 2.5%となっています。

(4) 福島町の自立促進の取り組み

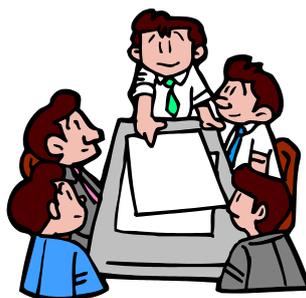
これまで総合開発計画において「雇用を支える産業の活性化と掘り起こし」などの施策を柱に各種施策に取り組んできましたが、いまだ人口流出に歯止めがかからず、平成 22 年 3 月に策定した第 4 次福島町総合開発計画（改定版）の重点目標として、次の 3 点を掲げました。

- ① 雇用を支える産業の活性化と掘り起こし
- ② 健康で快適に暮らせる環境の創出
- ③ 情報の共有と町を支え・育てる人づくり

このほか、基幹産業の振興に積極的に取り組むよう、北海道の漁村の先駆けとなる地域をめざす「福島地域マリンビジョン計画書」を策定し、「海峡の横綱をめざして～ステップアップ福島～」をテーマにした漁業・漁村による強い地域の実現に取り組んできました。

また、財政の健全化に取り組み自立したまちづくりを進めていくため、多くの町民の参画を得て、平成 18 年 1 月には「福島町自立プラン」（目標年度平成 21 年度）の策定に続き、平成 22 年度以降の 5 年間の新たな指針として「福島町まちづくり行財政推進プラン」を策定したところです。

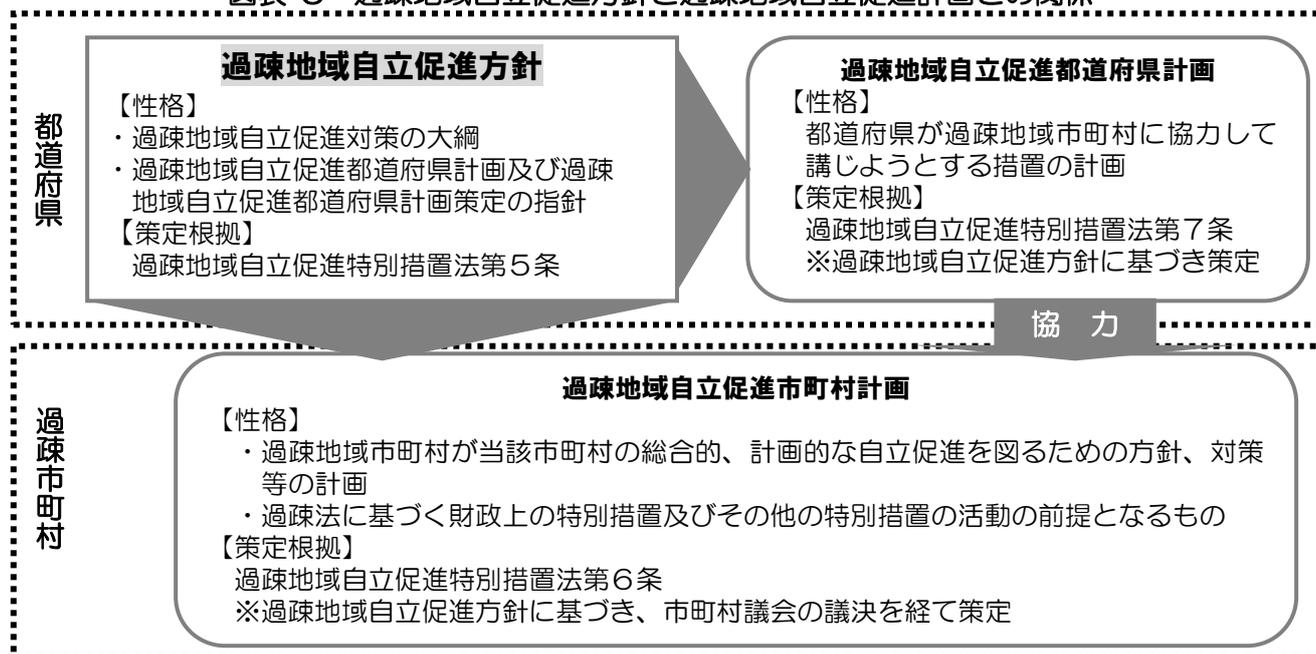
加えて、平成 21 年 4 月には「福島町まちづくり基本条例」を制定し、町民・議会・行政が一体となって“協働によるまちづくり”の基本的な方針を決定しました。



(5) 国・北海道の過疎対策の方針

国の過疎地域対策については、昭和45年以来、これまで4度の過疎対策のための特別措置法が時限立法でつくられ、各種の対策が講じられてきましたが、過疎地域においては人口減少に歯止めがかからず、依然として厳しい状況にあることから、平成22年3月末で失効することとなっていた「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年制定）が一部改正され、平成28年3月末まで期限が延長されました。

図表5 過疎地域自立促進方針と過疎地域自立促進計画との関係



北海道においてもこのような国の動向を踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法第5条に基づき、平成22～27年度の6か年の「北海道過疎地域自立促進方針」を定め、市町村計画を定める際の指針及び市町村の協力指針を示しました。

図表6 道内の過疎市町村の状況

143 団体	21 市、110 町、12 村	全道の約 79.9%
136 団体	法第2条第1項	全域が過疎地域
7 団体	法第33条第2項	過疎地域とみなす区域を有する団体

(6) 北海道の過疎自立促進の基本的な方向

北海道においては、過疎地域の現状と問題点を次（左下）のように分析し、基本的な方向を以下のように定めています。また、道南連携地域の主要施策も示されました。

【過疎地域の現状と問題点】

- ① 過疎地域から道内各都市部への人口の流出が顕著
- ② 高齢化の進行と若年層の流出により年齢構成の偏りが顕著
- ③ 担い手不足や就業者の高齢者などを背景に、第一次産業就業人口の減少が顕著
- ④ 財政基盤が脆弱（財政力指数
過疎地域平均：0.23 全道平均：0.28
- ⑤ 社会基盤整備において全国の整備状況との格差がなお存在

【過疎地域自立促進の基本的な方向】

過疎地域の自立促進

～住民の安全・安心な暮らしづくりと、豊富な資源や潜在力を生かした個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の構築～

過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮していくため、産業や生活に関わる基盤整備等による格差是正のほか、身近な生活交通の確保、医療対策、集落の維持・活性化対策、人材の育成・確保への支援などの様々な施策を展開し、地域の持久力と創富力を高め、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを進める。

○地域社会の自立に向けた大きな潜在力と可能性の発揮

- ・ 国内有数の生産量を誇る農水産物
- ・ 雄大な自然や美しい景観、地域固有の文化
- ・ 清浄な水と空気、四季の変化が鮮明な気候
- ・ 環境負荷の少ないクリーンエネルギー 等

○本道を取り巻く厳しい現状と時代の変化への的確な対応

○既存ストックの有効活用、人材育成などソフト対策事業の充実

○行政・地域コミュニティ・NPO・企業など多様な主体の協働・連携

※新・北海道長期総合計画や各分野別計画、北海道新生プランなどの各種計画等との整合性に留意

※各連携地域における「政策展開方針」に基づく様々な施策との整合性に配慮

【道南連携地域の主な施策】

- 北海道新幹線の開業を生かした地域づくり
- 豊富な水産資源などを生かした産業の集積の促進や新技術開発、新産業の創出
- 個性豊かな地場農水産物のブランド力の強化
- 「食」や歴史的遺産・伝統文化などを活用した観光の振興
- 安心・安全で活力ある離島生活の確保
- 安心して暮らせる地域医療の確保
- 国内外との交流拡大と交通・情報ネットワークの形成

(7) 福島町自立促進市町村計画

国・道の動向を受け、福島町においても平成 22～27 年度を計画期間とする新たな「福島町過疎地域自立促進市町村計画」を策定し、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間の交流、生活環境の整備、高齢者等の保健福祉の向上及び増進、教育の振興、地域文化の振興など5年間の方針を定めました。

特に、福島町においては若年層の人口減が顕著で、高齢化や地域を支える産業の担い手不足、地域活性化の衰退などの要因となっているほか、地域力や地域コミュニティの低下、少子化の進行など地域経済に大きな影響を与えており、若年層の定住促進が急務となっています。

また、青函トンネル工事の北海道側工事に伴い、人口増や社会環境の変化に対応するため、学校をはじめとする公共施設の多くが昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備されましたが、これらの公共施設の多くが築 25 年から 30 年を経過しており、設備の老朽化の問題を抱えています。このため公共施設として廃止したものや、少子化の影響による小中学校の統廃合などによる施設の有効利用も課題となっています。

これらのことから、過疎地域自立促進の課題として、「定住促進対策」「少子化対策」の総合的・計画的な対策を基本方針に定めたところです。



2 若者が望む少子化対策とは

わが国ではエンゼルプランの策定をはじめ様々な対策を講じてきましたが、少子化に歯止めがかからず、平成 17 年の合計特殊出生率¹は 1.26 と過去最低を記録しました。平成 21 年の合計特殊出生率は前年と同水準の 1.37 と 3 年連続上昇の後は横ばいとなり、依然として低い水準にあります。このような状況の下、国においてはこれまでの少子化対策を利用者の視点に立って評価するため、平成 21 年度に利用者意向調査²を実施しています。この調査結果から、しっかりとした経済的基盤を確立することが、若者が結婚・子育てをする動機となることがわかります。

利用者の視点から見た効果的な少子化対策(参考)

- ① 少子化対策として、経済的支援、保育サービスの充実、雇用の安定が求められている。
- ② 39 歳以下の若者の就労・経済的自立を促す対策としては、雇用機会の創出がもっとも希望が高い。
- ③ 結婚対策としては、安定した雇用機会の提供、安定した家計を営める賃金の支援、共働きができる職場環境が求められている。男性で安定した雇用機会及び賃金、女性で安定した雇用機会及び共働きの職場環境を求めている。

¹合計特殊出生率：

15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に産むと想定される子どもの数に相当します。

² インターネット等による少子化施策の点検・評価のための利用者意向調査（平成 22 年度内閣府）：

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成 19 年 12 月 27 日少子化社会対策会議決定）では、各種少子化施策の利用者の視点に立った点検・評価手法の充実のための 1 つの方策として、利用者意向調査の実施を掲げており、平成 20 年度、「少子化施策利用者意向調査の構築に向けた調査」において郵送及びインターネットによるアンケート調査を実施しました。この調査をベースに、さらに内容に改善や新たな視点を加えるとともに内容を掘り下げ、利用者の視点から施策の見直しに反映させるべく、平成 21 年度にインターネット等による調査を実施したものです。公表は平成 22 年 3 月。

調査の概要

		備 考
対象者	満 20～49 歳のインターネット登録モニター10,054 人	年代別：「20 代前半」～「40 代後半」の 6 区分
		未既婚と子どもの有無：「既婚・子どもあり」・「既婚・子どもなし」・「独身」（離別・死別者は除く）の 3 区分
		居住地の人口規模：都市圏・地方圏（市町村の人口により区分）の 2 区分
調査実施期間	平成 21 年 10 月 2 日（金）～10 月 12 日（月）	
調査内容	少子化対策についての意識、就労支援、男性の育児参加、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、育児にかかる経済的支援、出産支援・小児医療体制、子育て支援について、結婚について、地域の絆について	

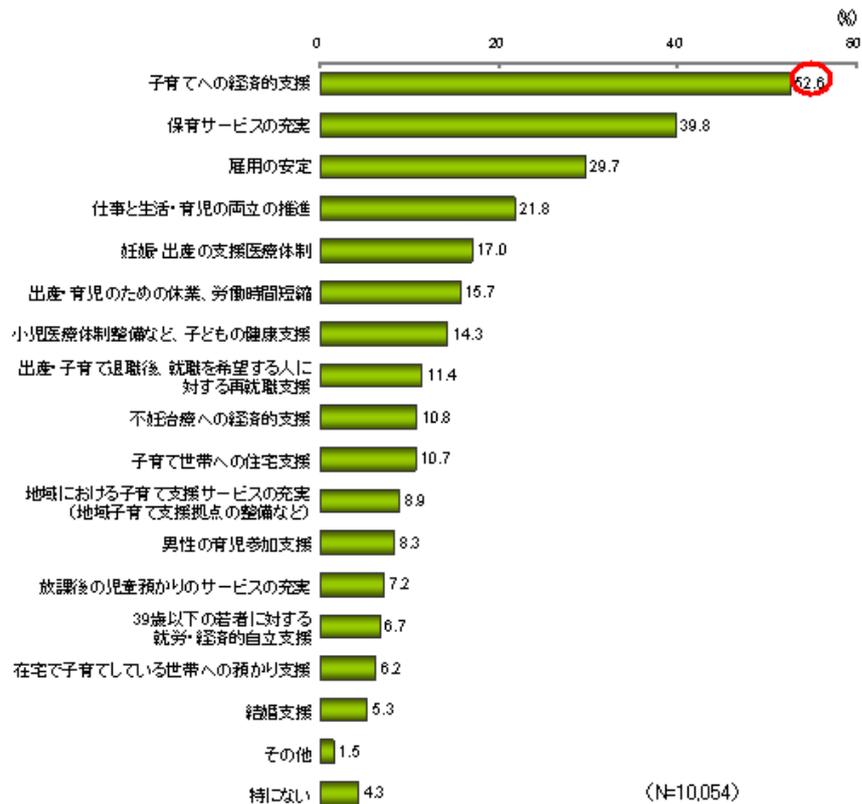
■重要な少子化対策

○総合的に重要だと思う少子化対策は、「子育てへの経済的支援」が52.6%で最も多く、次いで「保育サービスの充実」(39.8%)と「雇用の安定」(29.7%)の順となっている(図表7)。

○男女別の上位5項目では、男女とも「子育てへの経済的支援」(男性57.5%、女性47.7%)、「保育サービスの充実」(同38.3%、41.2%)、「雇用の安定」(同32.6%、26.7%)、「仕事と生活・育児の両立の推進」(同19.0%、24.7%)が上位4位までを占めている。

図表 7 重要な少子化対策

Q19 あなたが、総合的にみて、少子化対策として重要だとお考えの対策はどれですか。次の中からあてはまるものを3つまでお選びください。(3つまで)

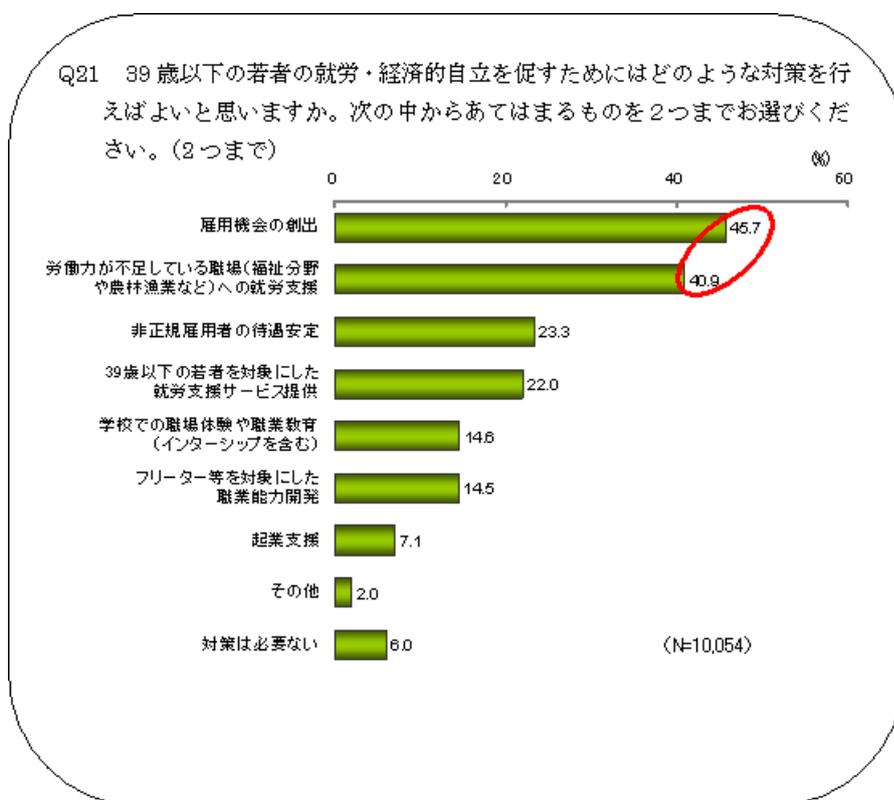


■若者の就労・経済的自立

○39歳以下の若者の就労・経済的自立を促す対策として、「雇用機会の創出」（45.7%）が最も多く、次いで「労働力が不足している職場（福祉分野や農林漁業など）への就労支援」が40.9%である。「非正規雇用者の待遇安定」（23.3%）と「39歳以下の若者を対象にした就労支援サービス提供」（22.0%）はそれぞれ2割強で、上位2項目との差が大きくなっている（図表8）。

○性・年代別に上位5項目をみると、男性ではどの年代も「雇用機会の創出」が第1位にあげられている。

図表8 若者の就労・経済的自立



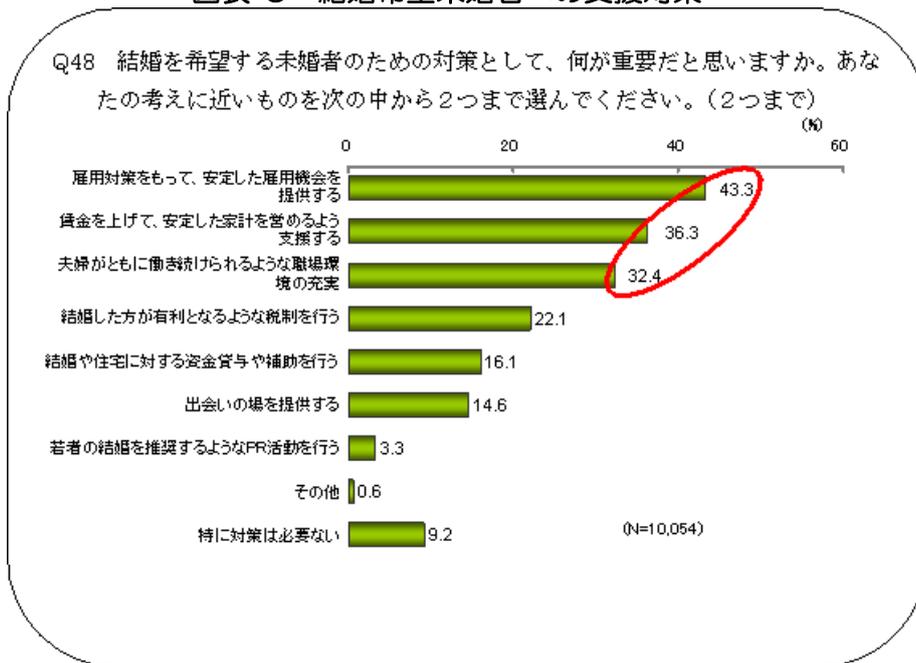
■結婚希望未婚者への支援対策

○回答者全員に、結婚を希望する未婚者への支援対策として重要なものを聞いたところ、「雇用対策をもって、安定した雇用機会を提供する」(43.3%)が4割台で最も多く、「賃金を上げて、安定した家計を営めるよう支援する」(36.3%)、「夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実」(32.4%)が3割台で続く(図表9)。

○性・年代別にみると、男性の20代では「賃金を上げて、安定した家計を営めるよう支援する」(41.4%)が第1位で、次いで「雇用対策をもって、安定した雇用機会を提供する」(36.7%)となっている。30代以上になると、順位が入れ替わり、「雇用対策をもって、安定した雇用機会を提供する」が第1位である。

一方、女性では、いずれの年代も、「雇用対策をもって、安定した雇用機会を提供する」と「夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実」が上位2項目としてあげられており、支援対策の重要性の認識は、年代よりも性別による違いが大きい。

図表9 結婚希望未婚者への支援対策



3 福島町の少子化対策の潜在力

(1) 合計特殊出生率からみた潜在力

平成 19 年の合計特殊出生率について、福島町（1.24）は全道（1.19）を上回りますが、全国（1.34）を下回る水準で、渡島保健所管内では函館市・木古内町（いずれも 1.14）、七飯町（1.18）に次いで下位 4 番目に位置しています。しかし、隣接する知内町では 1.62 と高いことから、福島町の潜在力は否定できないと考えられます。なお、出産年齢は 25～34 歳がピークとなっており（図表 10）、20～30 歳代を中心とした出産を望む女性のニーズを把握する必要があります。

図表 10 合計特殊出生率の福島町及び渡島保健所管内・全道・全国の比較（平成 19 年実績）

	総数	母の年齢階級別								合計特殊出生率
		～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～	不詳	
全国	1,089,818	15,250	126,180	324,041	412,611	186,568	24,553	609	6	1.34
全道	41,550	642	5,765	13,025	14,900	6,333	866	18	1	1.19
南渡島第2次保健医療福祉圏	2,824	45	432	819	1,050	430	46	2	-	
渡島保健所	876	19	146	236	337	126	12	-	-	1.38
北斗市	424	6	61	130	164	60	3	-	-	1.40
松前町	39	-	4	8	20	6	1	-	-	1.39
福島町	22	-	2	7	7	4	2	-	-	1.24
知内町	29	1	4	8	13	3	-	-	-	1.62
木古内町	19	1	1	4	7	6	-	-	-	1.14
七飯町	173	3	26	37	75	28	4	-	-	1.18
鹿部町	40	2	11	8	15	4	-	-	-	1.54
森町	130	6	37	34	36	15	2	-	-	1.52
函館市	1,948	26	286	583	713	304	34	2	-	1.14
南檜山第2次保健医療福祉圏	182	1	28	58	60	28	7	-	-	1.49
江差保健所	182	1	28	58	60	28	7	-	-	1.49
江差町	70	1	10	23	25	9	2	-	-	1.41
上ノ国町	34	-	5	6	11	10	2	-	-	1.45
厚沢部町	35	-	7	8	12	7	1	-	-	1.43
乙部町	28	-	4	14	7	1	2	-	-	1.40
奥尻町	15	-	2	7	5	1	-	-	-	1.54
北渡島檜山第2次保健医療福祉圏	266	3	42	83	107	26	5	-	-	1.57
八雲保健所	266	3	42	83	107	26	5	-	-	1.57
八雲町	128	1	17	42	56	12	-	-	-	1.54
長万部町	36	2	10	11	13	-	-	-	-	1.47
今金町	46	-	8	14	18	4	2	-	-	1.51
せたな町	56	-	7	16	20	10	3	-	-	1.53

資料：渡島保健所平成 19 年実績

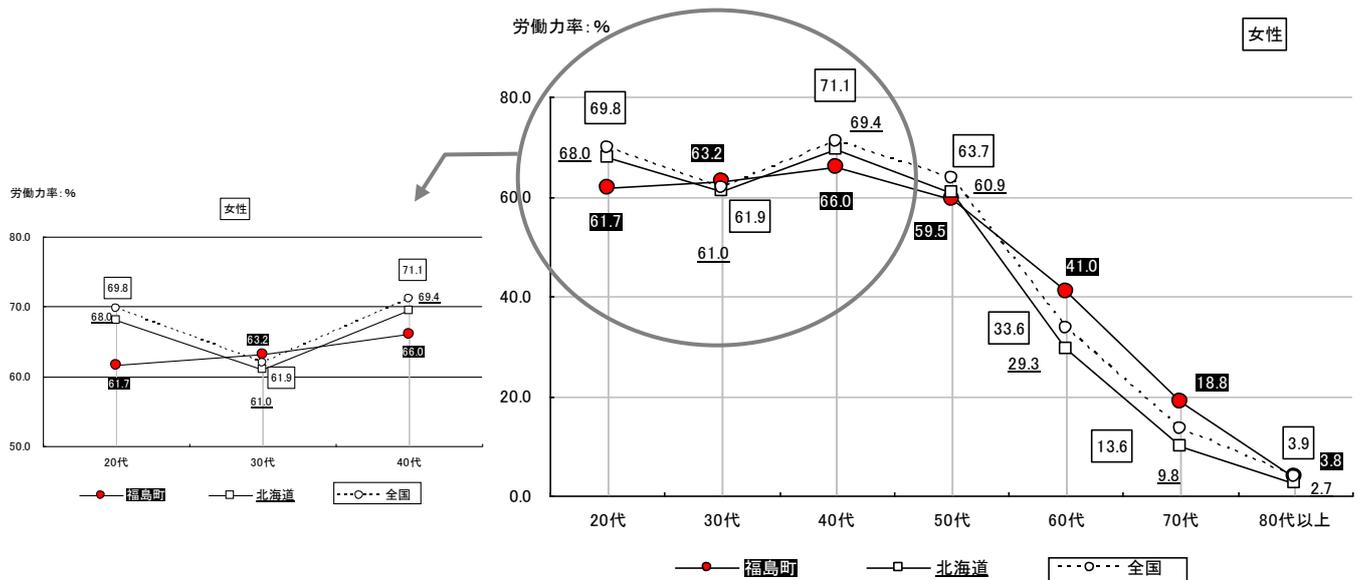
一方、女性の有業率と合計特殊出生率との関係について、合計特殊出生率の減少率（1982-2002 年）が小さく、合計特殊出生率（2002 年）の水準が比較的高く維持されている地域の多くは、女性有業率の水準も高く、逆に合計特殊出生率の減少率が大きく、水準が低い地域の多くは、女性有業率の水準も低いことが示されています。

全国の中で、北海道は合計特殊出生率の減少率（1982-2002 年）が平均より上で、合計

特殊出生率（2002年）が全国平均未満であり、同年の女性の有業率も全国平均を下回っています（「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」平成18年9月）。

福島町においては50～70代の女性の労働力率は高いですが、20～40代では全国・全道を下回ることから、若年女性の労働についても検討が求められます。

図表 11 福島町女性の労働力率



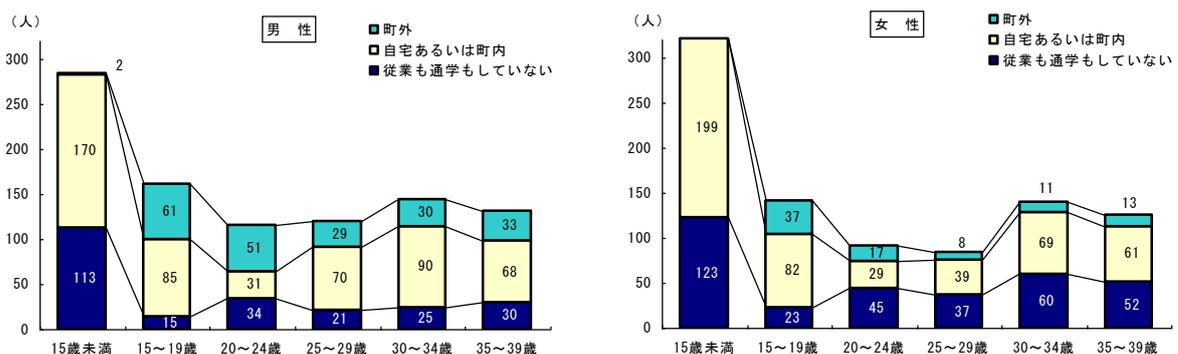
資料：平成17年国勢調査

（2）就労の状況からみた潜在力

40歳代未満の男女の就労状況をみると、20歳代前半の男性は町外での就労が、町内での就労等（自宅含む）を上回り、それ以上の年代では逆転しています。女性は20～30歳代の結婚・子育て期に就労しない人、自宅あるいは町内で働く人が多い状況です（図表12）。

雇用対策については、道南連携地域を視野に入れた施策が求められます。

図表 12 常住地における就学・就労の状況



資料：平成17年国勢調査

(3) 未婚率からみた潜在力

未婚率を全道と比較すると、特に男性の20歳代、30歳代、40歳代で著しく高いことが特徴です。この年齢層の男性の結婚の意向や結婚・子育ての条件を把握する必要があります。

図表 13 未婚率の福島町及び全道の比較

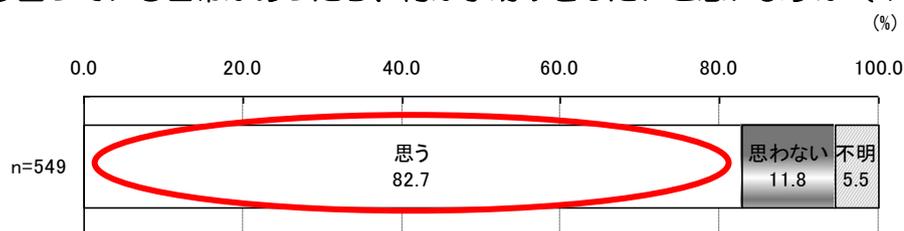
未婚率(%)	福島町		全道	
	男性	女性	男性	女性
15～19 歳	100.0	98.6	99.6	99.1
20～24 歳	93.1	79.1	92.5	87.3
25～29 歳	71.7	52.4	67.8	57.0
30～34 歳	54.5	34.3	45.1	33.8
35～39 歳	45.8	22.2	28.6	20.9
40～44 歳	25.0	14.5	20.6	14.9
45～49 歳	21.4	8.0	15.7	10.7

資料：平成 17 年国勢調査

(4) 住民の意識からみた地域の潜在力

福島町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査では、地域の中で困っている人・世帯があったら手助けしたいと回答する住民が8割を超えており、少子高齢化、人口減少の中にあっても潜在的な地域力は健在と考えられます。

図表 14 となり近所や地域の中で、高齢者や障がい者（児）の介護、あるいは子育てなどで悩んだり困っている世帯があったら、何か手助けをしたいと思いませんか（1つに〇）



資料：福島町地域福祉計画アンケート（平成 21 年 8 月）

4 少子化対策推進計画策定の視点

少子化対策は、定住促進、特に若者の定住促進がその柱です。若者の定住促進のためには、地域資源を集中活用した産業振興（第6次産業化）による働く場の確保を核にした、住宅、出会い（結婚）、子育て支援、医療、教育、遊び場、安全・安心、高齢者支援など、生活全般にわたる環境整備が求められます。環境整備に向けては、地域資源の連携（「ハブ」と「スポーク」のリンクージュ）により、地域のポテンシャルを十分に発揮させ、日常性の中に非日常性のある“福島町らしさ”（個性）を創出する方策を推進していく必要があります。

福島町の若者が生活基盤を確立し、夢ある人生設計が実現できるまちづくりの実現と、町外の若者受け入れを推進して、人口増と少子化解消の実現をめざす視点として以下を提案します。

目標

○福島町の若者が生活基盤を確立し、夢ある人生設計が実現できるまち

視点

◇まちづくり基本条例の実践

「福島町まちづくり基本条例」に基づき、町民・議会・行政一体がとなった福島町の戦略的な少子化対策と定住促進をテーマに、“協働によるまちづくり”を実践します。

- ・参加型学習(ワークショップ)を導入し、「町民フォーラム」(仮称)による提言を行います。
- ・「町民フォーラム」(仮称)の提言に基づき、まちづくり推進会議による計画素案を協議します。
- ・まちづくり提案制度に基づき広く町民からの提案募集を実施します。

◇住民総参加・ふくしま応援隊の参加

あらゆる年齢層の住民が参加可能な機会をつくります。また、町外で福島町を応援してくれる「札幌福島会」「北海道福島会」の参加機会も設定し、町の外からの視点を反映します。

- ・中高校生、若年住民を対象にしたアンケートを実施します。
- ・「札幌福島会」「北海道福島会」会員を対象にしたアンケートを実施します。
- ・パブリックコメントを実施します。

福島町まちづくり基本条例（平成 21 年福島町条例第 7 号）と少子化対策推進計画との関係

福島町では世代を越え、互いに力を合わせ、自らの創意工夫による住民自治の確立をめざし、「住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思うまち」づくりを進めるために「福島町まちづくり条例」を定め、町民・議会・行政がそれぞれの役割を自覚し、担うことと決めました。条例第 4 条では“町民の役割・基本姿勢”、第 7 条では“参画及び協働”を規定しています。

福島町少子化対策推進計画策定にあたっては条例の実践の場として位置づけ、あらゆる世代の町民（町内居住者、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で活動を行う団体及び町内の企業市民）の参画・協働・実践を基本的な考え方とします。また、福島町出身者や福島町の発展に心ある大学・企業・機関についても幅広く協力を仰ぐものとします。

◎町外の若者受け入れを推進して、人口増と少子化解消を実現するまち

◇次代の福島町を担う若者の意見反映

次代の福島町を担う世代に、“ふるさと ふくしま”のまちづくりを考える機会を設定し、若い人が定住したくなるまちづくりの条件を探るとともに、地域に誇りをもてる「ふるさと教育（生涯学習）」のあり方に迫ります。

- ・“住みたい町・選ばれる町ふくしま”をテーマに「高校生みらい会議」を開催します。
- ・東京農業大学オホーツクキャンパス学生の参加協力により、高校生にチューター（最も近い世代の良きアドバイザー）としての効果を期待します。

◇東京農業大学オホーツクキャンパスとの連携

「人物を畑に還す」をモットーに「実学主義」の実現をめざす東京農業大学オホーツクキャンパスの実践の場としてご協力をいただき、福島町の活力となる産業の活性化、人材育成・確保の新たな途に迫ります。

- ・漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業誘致、起業の促進、観光の開発、水産加工業の高付加価値化、産業間連携（第 6 次産業化）などの方策を検討します。
- ・福島町の産業を支える人材・担い手の育成・確保に向けた方策を検討します。

★地域という定住舞台づくり

地域コミュニティは住民が主役になる舞台です。地域の全ての住民が自己実現できる環境をそなえた舞台であることが望めます。

★主役（住民）が演じやすい（暮らしやすい）舞台づくり

行政は、建物など基盤や、制度を整備して、舞台の形を整える。

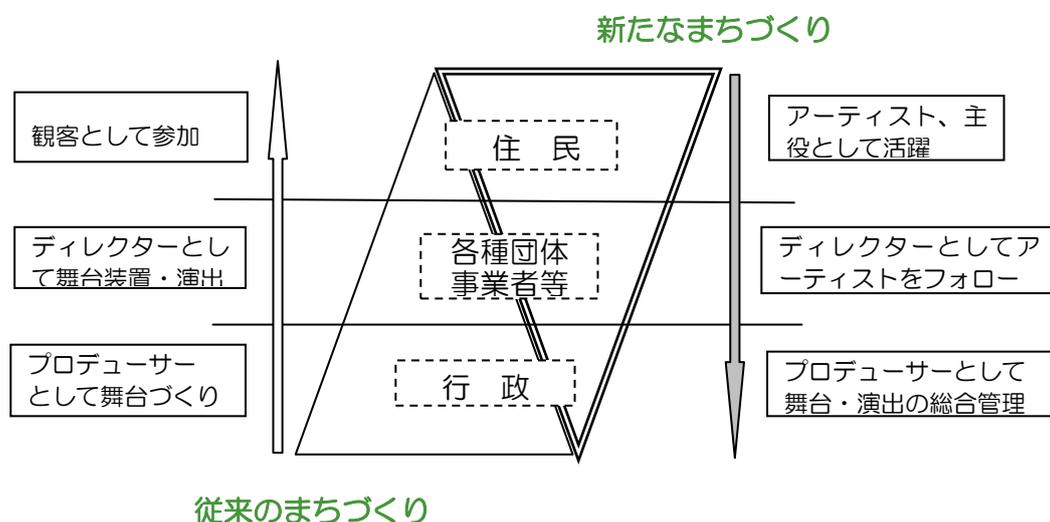
その中身を充実させるのは、企業・団体、そして住民自身の役割です。

- ・行政は大道具、小道具の整った舞台を創り出し総合管理するプロデューサー
- ・企業・団体等は住民ニーズをアレンジし舞台を演出するディレクター
- ・住民はその舞台装置の上で演じる主役（アーティスト）として相互連携し、地域コミュニティという舞台の機能を高めていくことが求められます。

ゆとりと豊かさのある地域コミュニティには、生活を営む場という舞台、自己実現に向け就労や社会参加を楽しむ場という「ハブ（車輪の中心）」＝スポーク（車輪のスポーク）」の緊密化が求められます。

「ハブ」と「スポーク」のリンケージは、それぞれ個別・単独ではなく、ネットワークを形成することによって、地域生活の場という「ハブ」機能、触媒機能が最も有効に活用され、「スポーク」である地域での就労の場、活動の場、学びの場、自由時間活動の場など、社会参加を楽しむ場という地域コミュニティの高度化も促進されていくことになります。

行政・事業者・団体の役割



新しい公共の創造に向けて、地域を経営するという視点から、住民一人ひとりが主役（アーティスト）として、持てる能力を最大限発揮し、生涯を演じて過ごすことができる地域コミュニティを創り出していくことであり、住民は単にサービスの受け手（株主）としてだけでなく、サービスの提供者（経営者）でもなければなりません。

★農林水産省の推進する「第6次産業化」の推進

平成22年11月に農林水産省の第6次産業化を推進する「農林漁業新事業創出法」が成立した。第6次産業化とは農林漁業（第1次産業）、加工業（第2次産業）、流通業（第3次産業）を融合・連携（3産業の掛け算でも足し算でも6になるので第6次産業化という。）させることにより、農林水産物をはじめとする「資源」を食品産業はもとより様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す新しい事業や新産業を創出することを目的としています。第6次産業化法は農林水産省が単独で施行するものであり、バイオマス利用促進や直売所支援、地産地消促進など、農林漁業者が農林水産省に6次産業化の事業計画を申請し認定を受け、補助金を得るための法律です。

◎定住促進に向けた第6次産業化の推進（案）

・豊かな福島町を支える「人づくり」と「人を活かす」仕組みづくり

☆住民が「定住及び少子化対策検討プロジェクト」を共有することにより、住民一人ひとりが持つ能力を発揮し主役となる「住民力（協働による自己実現）」をキーワードに、地域資源、魅力を再発見しまちづくり（定住促進）に取り組む一体感を醸成します。

～地域資源の地域内循環から広域圏循環へ～

地産地消と食育の推進による地域の食づくり

「さかな」にこだわった産業振興（就労の場づくり）づくり

農林漁業等への若者の就労、起業等に向けた研修や関連事業と高齢者がこれまでの経験や知識を生かして活躍できる場の連携策を検討します。

- ・女性の子育てと就業の両立に向けた場づくり（さかな加工、料理、情報）
- ・若者の地域の食材（新鮮で豊富な魚等）を使った飲食サービス等の起業支援
「食」をテーマとした新産業の育成と地域内回遊性の創出（魚販売・飲食）
- ・福島町の家庭の「食」のブランド化

地域の特産品、名物づくりの基本は地域の資源のブランド化にあります。町内の家庭での魚料理から新たなブランドづくりを検討していきます。

日常性の中から非日常性を創出します。

B級グルメ、地域内消費⇒マーケット拡大・全国発信へ

★アクティブで就業意欲、地域貢献意欲の高いシニアや子育て世代、アラフォー・アラファイブ世代（40、50歳代）といわれる女性のニーズに応じたキャリア活用、キャリアアップの機会を提供します。

★シニアが有するその豊富な知恵と技術、経験を活かし、自らの可能性を拓ける「起業の場」を提供し、地域資源を最大限に活かして、幅広い方面で活躍する「活動の場」を創出します。

★地域の商工業従事者や勤労者の仕事のための学習機会を拡充し、学びと仕事の連動に努めます。

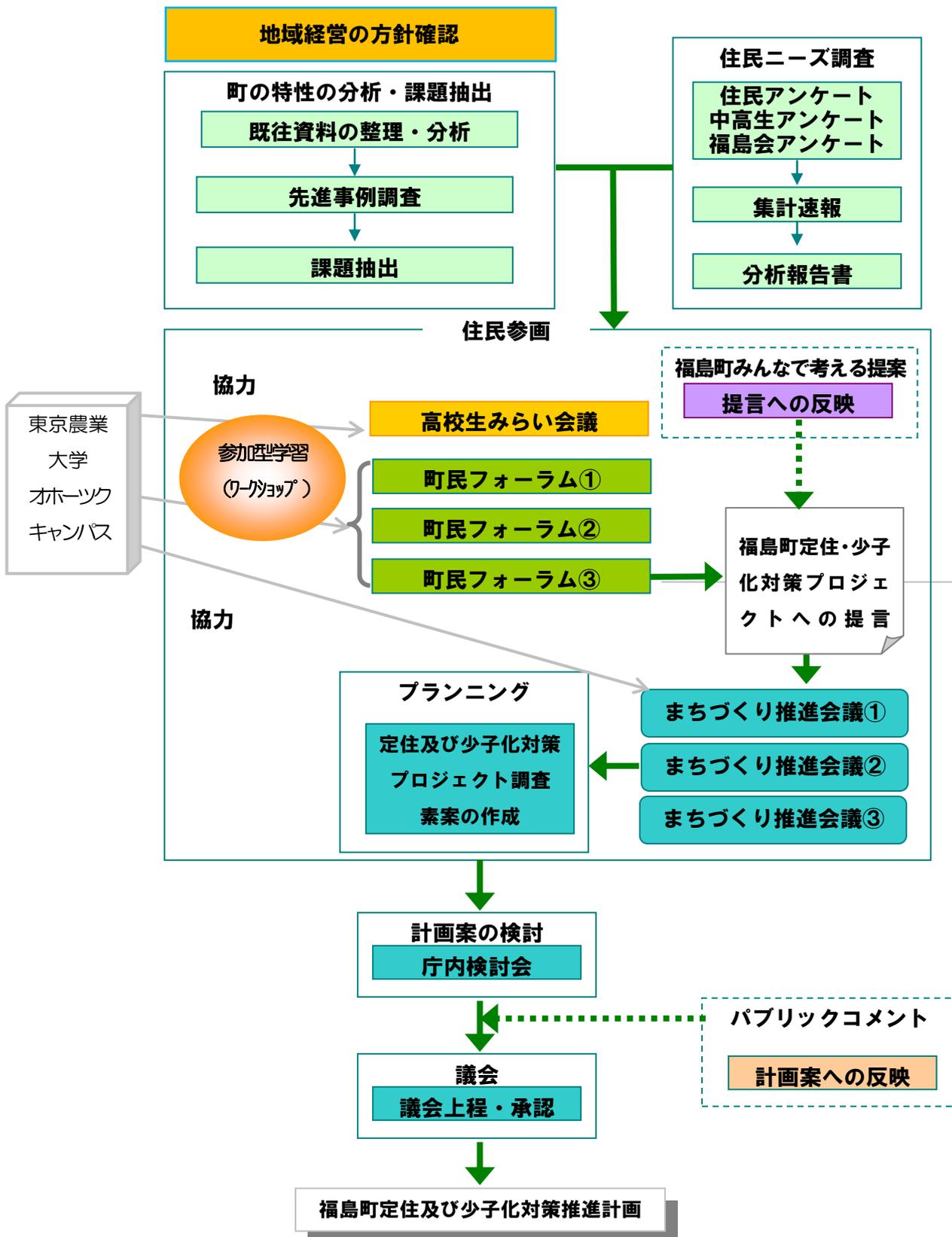
★子どもや若者の自立に向けた地域教育や就職（再就職）支援のための学習機会を拡充します。

★子どもの遊びや体験、自主的活動や交流機会を拡充します。

5 策定業務の内容

(1) 全体フレームとフロー

本業務の全体フレームの概ねの流れは以下のとおりです。



平成23年度

平成24年度

(2) 住民ニーズ調査

住民アンケート、中高生アンケート、福島会アンケートを以下の要領で実施します。

【目的】

- 住民（福島会含む）各層に対し、福島町定住の条件、就業環境、結婚・子育てのニーズ、今後のまちづくり方向等のニーズを把握ために以下の対象者にアンケートを実施します。

【アンケート対象と票数の考え方】

種 類	対象者	配布数	備 考
①住民アンケート	18～40 歳未満住民	約 300	全数配布、郵送法
②中高生アンケート	中学 3 年生 高校生 1～3 年生	中学生 約 30 高校生 約 80	全数配布（高校については福島町在住を問わず）、学校配布・回収
③福島会アンケート	札幌福島会・北海道福島会 会員	約 100	郵送法

【集計・分析】

- 単純集計、性別・年齢別集計、分析報告書の作成により定住及び少子化対策の課題に迫ります。

(3) 町の特性の分析・課題抽出

福島町の定住促進・少子化の要因分析により課題を抽出するとともに、先進事例を調査し、福島町にふさわしい少子化対策の方向を探ります。

(4) 高校生みらい会議

福島商業高等学校の参加・協力を得て、高校生を対象とする「高校生みらい会議」を開催します。

【目的】

- 次代を担う高校生に対し、“住みたい町・選ばれる町ふくしま”をテーマに、魅力ある福島町の姿に迫り、若者定住、少子化対策のヒントとするとともに、町政や郷土愛への関心を高める契機とします。

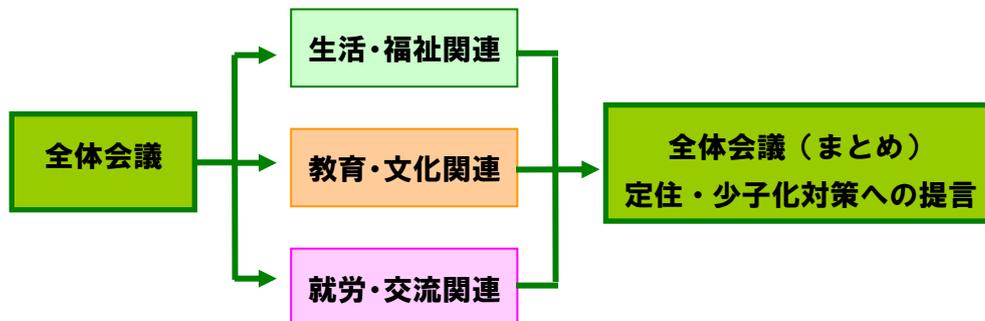
【実施方法】

- 高校生 30～50 人規模のKJ法による参加型学習を導入しますが、編成については高校との協議により調整を行います。また、実施期日についても学校側と調整するものとします。

(5) 町民フォーラム（仮称）の設置

あらゆる年齢層の住民の参画を得るため町職員と町民からなる町民フォーラム（仮称）を設置、定住促進・少子化対策等について、まちづくり基本条例の理念を实践するものとして、「住民の役割」に留意した定住促進・少子化対策への提言書としてとりまとめます。

【町民フォーラムの開催イメージ】



町民フォーラム① 全体会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民フォーラムの狙いと役割、会議の方式等の説明 ○ 福島町の現状・特性・課題について ○ 各分野での現状や問題点の洗い出しと整理
町民フォーラム②、③ グループ討議（KJ法等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全体会議の議論に基づき、今後の解決に向けた方策と「住民の役割」についての討議と中間報告
町民フォーラム④ 全体会議（まとめ）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各グループからの結果報告 ○ 町民フォーラムとしての全体議論（提言書）のとりまとめ

分野ごとに検討する施策として、福島町過疎地域自立促進市町村計画（H22～27年度）に計上する過疎地域自立促進特別事業（下表）について、定住促進・少子化対策からの方針協議を含むものと想定します。

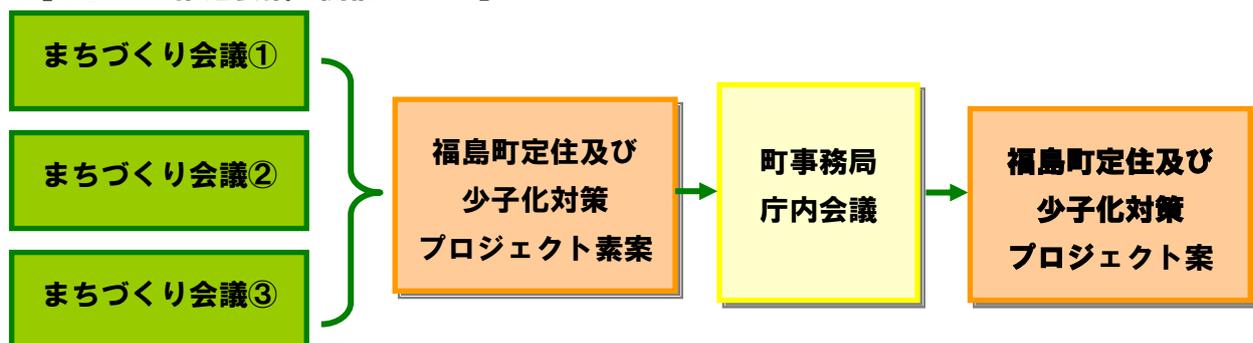
自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容
1 産業の振興	○果樹栽培振興事業	・ブルーベリー苗木等購入助成
	○ウニ移殖放流事業	・キタムラサキウニ移殖放流
	○産学官連携産業活性化事業	・講習会の開催、商品開発及びマーケティング調査外
	○地域経済消費拡大活性化事業	・プレミアム付商品券発行事業に対する補助金
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	○コミュニティバス等購入基金造成事業	・基金造成 ・マイクロバス2台
	○地上デジタル放送対応機器購入支援事業	・低所得者に対するデジタル対応機器購入助成
	○友好市町交流事業	・児童・生徒交流
3 生活環境の整備	○浄化槽推進促進事業	・水洗トイレに改修に対する補助金
	○街路灯助成事業	・街路灯料金助成
	○防火体制整備事業	・津波ハザードマップ作成 ・防火備蓄整備
4 高齢者等の保健福祉の向上及び増進	○安心生活創造事業	・高齢者等に対する見守り、買い物支援外
	○いきき健康福島21推進事業	・肺炎球菌予防接種外
5 医療の確保		
6 教育の振興	○基礎学力向上対策支援事業	・チームティーチング外
	○福島商業高等学校存続対策事業	・入学奨励金 ・通学費補助

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容
7 地域文化の振興	○地域文化振興事業	・古文書解説書外作成 ・文化財修繕（松前神楽）外
8 集落の整備		
9 その他の地域の自立促進に関し必要な事項	○公共施設・跡地利用計画書作成事業	・現況調査、利活用検討

（５）まちづくり推進会議

町民フォーラム（仮称）から得た「福島町定住促進・少子化対策への提言」について、実現可能な施策として「選択」と「集中」の観点から議論を行うとともに、実効性を高めるよう数値目標を定め、点検・評価体制も含めた「福島町定住及び少子化対策プロジェクト素案」として作成します。

【まちづくり推進会議の開催イメージ】



まちづくり会議①	○ まちづくり会議の役割 ○ 福島町の現状・特性・課題について
まちづくり会議②	○ 福島町定住及び少子化対策推進計画素案の検討
まちづくり会議③	○ 福島町定住及び少子化対策推進計画素案の検討（数値目標含む）

6 スケジュールと町との役割分担

2か年のスケジュールについて以下を提案しますが、事務局との協議により調整を行います。

	平成23年度												役割分担		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	町	コンサル		
町の特性の分析・課題抽出			■	■										-	-
住民ニーズ調査			■	■	■	■	■	■	■					-	-
・ 対象者、配布数、配布・回収方法、配布期間等			■	■										○	○
・ 調査票の設計・補修正				■											○
・ サンプリング（宛名ラベル）				■										○	
・ 調査票等の配布				■	■									○	
・ 調査期間														-	-
・ 調査票の回収・開封・管理					■	■								○	
・ データ入力フォーマット作成					■										○
・ データ入力・集計・データチェック						■	■								○
・ 集計表の提出							■								○
・ アンケート報告書の作成・校閲・補修正								■	■						○
														補修正指示	
高校生みらい会議				■	■									○	○
町民フォーラム（仮称）				■	■	■	■	■	■	■				○	○
提案書の募集								■	■	■				○	○
提言書の作成・報告											■	■		○	○
	平成24年度												役割分担		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	町	コンサル		
まちづくり推進会議 計画素案の作成・協議	■	■	■	■	■	■								協議	○
庁内検討会 計画案の検討						■	■							協議	○
パブリックコメント実施								■	■					○	支援
議会上程・承認									■	■				○	-
最終校正											■	■		補修正指示	○

最大で4週間程度（住民へ周知する期間より2週間程度）を想定しています